平成２９年（フ）第２２２号
埼玉県熊谷市銀座４丁目２番19―203号　熊谷団地
債務者　岡田　道子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２３号
埼玉県比企郡吉見町大字和名46番地132
債務者　金子　光一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２７号
埼玉県熊谷市上之740番地
債務者　佐藤　定行
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２８号
埼玉県行田市長野２丁目28番12号　コスモハイツ長谷川202号、旧住所栃木県大田原市薄葉1164番地１
債務者　堀江　剣志
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４６号
神奈川県座間市小松原２―42―32　座間小松原荘18号室、住民票上の住所神奈川県厚木市上依知1209番地５
債務者　関口　浩幸
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０５号
相模原市中央区横山台１丁目37番17号　エトワール相模原104
債務者　永野瑠璃子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１１号
神奈川県座間市さがみ野１丁目２番３―202号　アーバンリビング
債務者　遠藤　せい
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１３号
相模原市中央区淵野辺４丁目14番15号　秋元荘201
債務者　野村　昭久
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１５号
相模原市中央区南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本109
債務者　諏訪　直也
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１８号
相模原市南区上鶴間本町５丁目18番１号
債務者　須藤ゆかり（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１９号
相模原市中央区相模原４丁目９番７号　ホーユウコンフォルト相模原Ⅱ1201号
債務者　城本眞知子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２４号
相模原市中央区光が丘３丁目22番14号　スカーレット光が丘Ⅱ棟105
債務者　石嶋　和男
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２７号
相模原市南区東大沼２丁目32番３号　田島方
債務者　渡邉　律子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３４１号
札幌市北区北28条西２丁目３番16号　デベックス282―303号
債務者　梅原友梨納
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６３号
札幌市白石区北郷４条６丁目３番23号
債務者　赤石　誠一
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８９号
札幌市北区北37条西４丁目３番７号　メゾン17―２Ｆ８号
債務者　直井　和仁
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９８号
札幌市西区二十四軒４条５丁目12番20号　フジハウスⅡ―202号
債務者　島田　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部